

結核児童の療育給付を申請される方へ マイナンバーが必要になりました

「国民の利便性の向上」「公平・公正な社会の実現」「行政の効率化」を目的として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、平成 28 年 1 月よりマイナンバー（※個人番号）の利用が始まりました。

大阪府では、以下利用目的のため結核児童療育給付の申請手続きについて、受給者児童及び扶養義務者のマイナンバーを提出していただく必要があります。

※マイナンバーとは、住民票を有する全ての人に通知されている 12 桁の番号のことです。

利 用 目 的
・療育の給付に関する事務 ・生活保護法による保護の実施等に関する事務（情報提供） ・中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務（情報提供）

☆マイナンバー提出の際の身元確認等について

マイナンバーを記載した申請書などを提出いただく際には法律上、以下のとおり申請者等の身元確認書類が必要となりますので、ご注意ください。

申請者本人の場合

- ① 個人番号カード（その他確認書類不要）
- ② 通知カード+1 点（運転免許証、運転経歴証明書、旅券、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書）
- ③ 個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書+1 点（運転免許証、運転経歴証明書、旅券、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書）
- ④ ①②③の提示が困難な場合は、以下書類を 2 点以上
公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童手当証書

申請者本人以外（代理人）の場合

- ① 法定代理人の場合
戸籍謄本、登記事項証明書、裁判所の決定通知
- ② 任意代理人の場合
委任状
- ③ ②共通提出書類（1.代理人の身元確認、2.申請者の番号確認）
 1. 個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、公的機関が発行等し写真の添付がある書類で氏名と生年月日（又は住所）の記載があるものの内いずれか 1 点
 2. a 申請者本人の個人番号カード又はその写し、b 申請者本人の通知カード又はその写し、c 申請者本人の個人番号が記載された住民票の写し、記載事項証明書又はその写しの内いずれか 1 点

(個人番号カード見本)

